

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年3月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200497号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200121号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年1月5日から昭和61年8月2日まで

国の記録では、A社における厚生年金保険被保険者期間が昭和51年11月8日から昭和61年8月2日までの期間と記録されている。しかし、私は、同社の正社員として昭和51年11月8日に入社し、同社の敷地内にあった寮で生活していたが、給与が低かったため、昭和52年1月4日に寮を出て同社を退職している。勤務していなかった請求期間に係る年金を受給することはできないので、調査の上、当該期間の厚生年金保険被保険者記録を取り消し、被保険者資格喪失日を昭和61年8月2日から昭和52年1月5日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険被保険者として記録されている期間について取消しを求める被保険者期間の短縮事案に係る訂正請求については、「厚生年金保険記録訂正請求認定基準・要領(平成27年2月27日厚生労働大臣決定)」(以下「認定基準・要領」という。)により、i) 請求者が請求期間において被保険者となる要件を満たしていなかったと判断できる場合及びii) 本来、届出により記録されるべき取得日・喪失日等が明らかであると判断できる場合のいずれにも該当する場合は、厚生年金保険被保険者記録の訂正を行う旨定められている。

一方、請求者は、請求の概要において、昭和51年11月8日にA社に入社したものの、給与が低かったことから、より好条件の給与だったB社に転職するため、昭和52年1月4日にA社を退職した旨記入しているところ、請求者の厚生年金保険被保険者記録は、オンライン記録において、昭和51年11月8日から昭和61年8月2日までの期間、同社を適用事業所とする厚生年金保険の被保険者とされている上で、当該期間のうちの昭和52年2月1日から同年3月21日までの期間及び同年6月21日から昭和53年1月23日までの期間、B社C事業所を適用事業所とする厚生年金保険の被保険者としても記録されている。

また、雇用保険の加入記録では、A社については、請求者が同社に勤務していたとする昭和51年11月8日から昭和52年1月4日までの期間を含め確認することができないものの、B

社C事業所を適用事業所として、昭和52年1月6日から同年3月20日までの期間及び同年6月8日から昭和53年1月22日までの期間において、雇用保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらのことから、請求者の主張のとおり、請求期間の一部期間について、B社C事業所において勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により記録管理される前の紙の記録（現在は、マイクロフィルム化されている。）であるA社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、請求者及び複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者記録については、次の点を確認できる。

- i 請求者の厚生年金保険被保険者期間中における定時決定の機会は、全部で9回（S52.10、S53.10、S54.10、S55.10、S56.10、S57.10、S58.10、S59.10、S60.10）あることになるが、被保険者名簿における請求者の定時決定の記録は、昭和54年10月の定時決定の記録1回のみである。
- ii 被保険者名簿について、各被保険者の備考欄には、A社において昭和57年に健康保険証を更新したことを示す「57更」の印が押されているが、請求者については、被保険者期間中であるにもかかわらず、同欄に「57更」の押印を確認することができない。
なお、押印の時期は、昭和57年中に被保険者資格を喪失している被保険者の喪失年月日及び「57更」印の有無から、昭和57年6月頃と推定される。
- iii 被保険者名簿における請求者の証返納欄の「返」に○印がされた後に×印がなされている。
- iv 被保険者名簿において、請求者以外の被保険者に係る被保険者記録を確認したところ、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と同じ日である昭和61年8月2日に同被保険者資格を喪失している被保険者を3人確認することができ、いずれの被保険者も請求者の同被保険者資格喪失の受付年月日と同じ日である昭和61年8月11日に同被保険者資格喪失の受付がなされていることが確認でき、当該3人のうち二人については、上述のi、ii及びiiiと同様の点が見受けられる。

しかしながら、日本年金機構は、上述のi、ii、iii及びivについて、被保険者名簿に関する当時の資料（対象資料）が保管されていないため、被保険者記録の誤りであるか確認できず、請求者の喪失年月日の訂正が可能であるか判断できない旨回答している。

このため、本件の請求者からの訂正請求については、関連資料及び周辺事情の収集及び検討を行い、認定基準・要領に基づき、判断することとなるが、被保険者名簿における請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日は、昭和61年8月2日と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、A社は、既に解散（A社は、D市で昭和26年1月に有限会社として設立され、昭和39年に株式会社に組織変更した後、平成8年12月に解散している。同社解散前の同年2月に同じ会社名でE市において有限会社として設立されているが、平成24年に解散している。）し、平成24年4月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時に役員であった者も亡くなっており、請求者の同社における勤務状況を確認することができない。

さらに、請求者が、A社において仕事を教えてくれた上司として記憶する男性一人（姓のみ）及び一緒に仕事をしていた同僚として記憶する女性一人（姓のみ）を含む請求期間中に同社において厚生年金保険被保険者資格を保有する複数の元従業員のうち、連絡先が判明した59人

に照会を行い 28 人から回答を得られたが、請求者の同社における勤務状況についての回答を得ることができなかった。

加えて、上述の 28 人のうち 6 人から、A 社の寮に住んでいた者として名前（姓のみ）があがった 9 人及び当該 28 人のうち二人から、同社の社会保険及び給与計算担当者として名前（姓のみ）があがった一人の計 10 人について、被保険者名簿に記録されている被保険者氏名と照会を行ったところ、同じ姓である者を 19 人確認することができ、既に照会を行った者を除き連絡先が判明した二人に対し照会を行い、回答を得られたが、いずれの者からも、請求者の当該事業所における勤務状況を確認することはできなかった。

以上のことから、請求者の A 社における勤務状況は不明であり、請求者が、請求期間において被保険者となる要件を満たしていなかったとは判断することができず、また、請求者の同社における退職日も不明であり、本来、事業主からの届出により記録されるべき資格喪失日を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格に関して確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。